

人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）
事業展開等実施計画

1 事業展開等の種類

該当する分類を①又は②から選択してください。分類については、裏面の 1, 3 及び 4 を参照してください。

① 事業展開を行う場合	☐
② 上記①の事業展開以外で企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合	☐

<上記 1 で①にチェックをした場合>

2 事業展開の実施（予定）時期

年 月（予定）

※事業展開は訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算をして 3 年以内に実施する予定のもの又は 6 か月前までに実施したものに限りです。

<上記 1 で②にチェックをした場合>

3 事業展開の内容

現在の事業内容及び訓練を行う端緒となる事業展開の内容について具体的に記載してください。記載例は裏面 3 を参照してください。

<上記 1 で②にチェックをした場合>

4 デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容

訓練を行う端緒となるデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容を具体的に記載してください。記載例は裏面 4 を参照してください。

上記の事業展開等実施計画の内容に誤りがないことを証明します。

年 月 日

申請事業主の証明

代表者役職名	
氏名	

様式第 1 - 3 号（第 2 面）

【記載上の注意】

- 1 **1 欄は**、該当する事業展開等の欄にチェックをしてください。また、分類については以下を参照して、該当する欄にチェックを入れてください。
- また、1 欄で②を選択した場合であって、企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練等を実施する場合は、職業訓練実施計画届（様式第1-1号）の17欄デジタル人材の育成に係るもののうち該当する選択肢に必ずチェックを入れてください。

【事業展開について】

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することなどにより、新たな分野に進出することをいう。このほか、事業（総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。）や業種（総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。）を転換することや、単に製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたること。

また、事業展開については、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算をして、3 年以内に実施する予定のもの又は 6 か月前までに実施したものに限ること。

【デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化について】

事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めること。

- 2 **2 欄は**、1 欄の①にチェックをした場合に記載してください。なお、事業主が行う事業展開は、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算して、3 年以内に実施する予定のもの又は 6 か月前までに実施されたものに限ります。
- 3 **3 欄は**、1 欄の①にチェックをした場合に、事業展開の取組内容を具体的に記載してください。なお、本訓練コースにおける訓練実施の前提となる部分であるため、可能な限り具体的に記載してください。

（記載例）

- ・ 現在は、カーナビのフィルムの製造を行っているが、新商品としてゲーム機器専用のフィルムを開発予定。
- ・ 現在は、旅館業を営んでいるが、若年層の利用客の取り込みのため、焼き肉事業を開始予定。
- ・ 現在は、繊維業を営んでいるが、縫製技術を用いて最新の医療分野に進出予定。

- 4 **4 欄は**、1 欄の②にチェックをした場合に、企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化の取組内容を具体的に記載してください。なお、本訓練コースにおける訓練実施の前提となる部分であるため、可能な限り具体的に記載してください。

（記載例）

- ・ 社内の情報通信・情報セキュリティ・グリーンエネルギー等関連部門の強化を図る。
- ・ 土木や建築工事の測量の際に、ドローンによる測量を取り入れることにより業務効率化を図る。
- ・ 自動車の部品製造において材料の仕入れから出荷までをシステム化する。